

平成 30 年度意見第 5 号

平成 31 年 2 月 28 日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

革新的事業活動評価委員会委員長
安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成31年2月13日付で、株式会社カウリス 代表取締役 島津 敦好、関西電力株式会社 送配電カンパニー カンパニー長 土井 義宏の2者より提出された新技術等実証に関する計画に対する経済産業大臣の見解（平成31年2月19日 20190213情第10号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。

(以 上)